

平成 24 年度
事業計画書

社会福祉法人 名張市社会福祉協議会

目 次

	ページ
1 . 基本理念	1
2 . 重点目標	1
3 . 部門別事業計画	2 ~ 2 2
3 - 1 地域福祉課部門	2 ~ 5
3 - 2 生活支援課部門	6 ~ 8
3 - 3 介護支援課部門	9 ~ 1 7
3 - 4 昭和保育園部門	1 8 ~ 1 9
3 - 5 総務課部門	2 0 ~ 2 2

はじめに

私たちを取り巻く環境は、急速な少子高齢化社会の到来、人口減少、長引く経済不況による雇用状況の悪化、家族形態の変化、生活様式や価値観の多様化、そして地域住民相互の社会的つながりの希薄化など、大きく変貌しています。

一方で、地方分権の進展とともに、介護保険制度や障害者自立支援制度の見直しなど社会福祉分野における諸制度の改革がすすみ、福祉・介護・子育てといった人々の生活を支える基盤は「より身近な地域で」という地域志向・地域福祉志向の流れとなっています。

地域とは、隣人たちとの社会的な関係の中で、それぞれの住民が自分らしい生き方を実現していく場であり、歳をとっても障害があっても、住み慣れた地域で自分らしい生き方を全うできることが、その人の尊厳を支えることとなります。地域の生活課題に取り組むことは、取り組む側にとっても自己実現につながるだけでなく、支援される者にとっても地域で自己を実現し、尊厳ある生活が可能となるものであります。

今後の社会福祉政策では、「共助・連帯」「子ども・子育て支援強化」「地域包括ケアシステムの確立」「医療・介護保険制度のセーフティネット機能の強化」「貧困・格差対策の強化」など、多様化した課題を総合的・包括的に解決していこうという方向性が示されています。

これらのことを踏まえ、名張市社会福祉協議会では、「“つながり”を実感できる暮らし創り」を基本目標とした第2次名張市地域福祉活動計画を策定し、平成24年度より本会の持つ地域福祉活動機能はもちろんのこと、子育て支援（保育園事業）から在宅介護療養支援（介護保険事業）を含めた“総合力”によって、「制度や専門職だけでは支えられない」「地域社会の理解や協力がないと支えられない」人への支援に取り組んでいきます。そのためには新たな会員制度に基づき、住民とパートナーシップを築いていくことが重要であり、住民とともに地域福祉を推進する体制をより確固たるものとするよう取り組む必要があります。そして、地域福祉に取り組むあらゆる団体や機関、住民とつながりあい、共に地域福祉を推進することによる、総合的支援体制を目指します。

また、国や自治体等の財政的制約等がある中で、必要とされる支援やサービスを安定的・継続的に提供できるよう、第2次発展強化計画（経営計画）を策定し、中長期的な経営基盤・組織のあり方等の見直しをすすめていきます。

1 . 基本理念（組織理念）

誰もが 住み慣れたまちで
安心して 自分らしく 暮らせる 福祉のまちづくり

この基本理念は、名張市社会福祉協議会の組織理念であり、法人が続く限り常に生き続ける考え方です。それは利用者の信頼を得るためのもっとも基本となる考え方として、「社協発展強化計画」「地域福祉活動計画」「単年度事業計画」を含め、組織として一貫して目指すものです。

この言葉には以下のような意味を含めています。

だれもが	暮らすすべての人が（でも一人ひとりを大切に）
すみなれたまちで	生まれ育った人はもちろんのこと、移り住んだり、呼び寄せられた人にとっても
あんしんして	身近な人などだれかとの“つながり”を感じながら（たとえ介護などの援助が必要となっても）
じぶんらしく	だれかに認められ、自分の意思が尊重され
くらせる	役割や生きがいを持って生活を営む

2 . 重点目標

地域の“つながり”が広がり、“あんしん”して暮らすための福祉力を高めます。

小地域ネットワーク事業とボランティアセンター事業の推進

社協セーフティネット事業の総合化「なばり暮らしあんしんセンター」の展開

子育て支援から介護支援まで、暮らしにあわせた福祉サービスを提供します。

昭和保育園事業の推進

介護予防・介護保険サービス（居宅介護支援、訪問看護、通所介護）の実施

多様な住民層が参加・参画した社協組織をつくります。

社協会員・会費制度の改革

安定した組織運営を継続するため、信頼され、効率のよい経営を確立します。

第2次発展強化計画の策定

3 . 部門別事業計画

3 - 1 . 地域福祉課部門

(1) 基本方針

名張市社協の組織理念のもと、第 2 次地域福祉活動計画では“ つながり ” を実感できる暮らしづくりを目標に、2 「制度や専門職だけでは支えられない」「地域社会の理解や協力がないと支えられない」人への支援に取り組むこととしています。

地域福祉課では、この活動計画に基づき、特に、地域やボランティア等住民による活動支援並びにネットワークづくりを通して地域福祉を推進します。

本年度は、小地域ネットワーク事業における地域担当職員がコミュニティソーシャルワーカー機能を備えて、地域別基礎データの整備を通じ、地域づくり組織や民生委員児童委員等地域の活動者やまちの保健室と連携を密にし、活動状況や課題等の把握とその支援に取り組みます。また、ボランティアセンター事業においては、意見交換や課題の共有を図るボランティア等各種連絡会（交流会）の開催をはじめ、ボランティア等活動者とともに協議しながら事業展開をすすめる体制として、ボランティアセンター運営委員会の設置に向けた準備をすすめます。

(2) 重点目標

- 1 . 小地域ネットワーク事業とボランティアセンター事業の推進に努めます。
- 2 . 住民とともに、人と人、人と地域、世代間をつなぐ取組みをすすめます。

(3) 取組み内容

1 . 小地域ネットワーク事業とボランティアセンター事業の推進

【地域福祉増進事業】

地域に根ざした活動をはじめ、地域にとらわれず社会的課題に取り組むボランティア活動など、各活動に沿った支援を行う体制を整備し、活動者とともに地域福祉を推進します。

推進項目	取組み内容
1 . 小地域ネットワーク事業の推進	地域担当職員（コミュニティソーシャルワーカー）の配置、各地域における福祉活動への参画と支援
	地域アセスメントの実施と地域別基礎データの整備
	地域支えあい活動支援、地域支えあい活動連絡会の企画検討

2．ボランティアセンターにおける日常的相談・活動支援	ボランティアコーディネーターによる日常的相談・活動支援 ・ボランティア相談 Day の実施 ・災害ボランティア支援センター ・「社会的居場所づくり事業」との連携
	個別の生活支援コーディネート ・生活支援課・介護支援課との連携に向けた事例検討会の開催
3．ボランティア等人材育成	人材育成、ボランティア募集方法の見直し ・生活支援員養成研修の生活支援課との共同実施 ・ボランティアリーダー等研修会の開催 ・出前講座・研修会の実施 ・各地域に求められる人材育成の地域との共同企画の検討
4．ボランティアセンター運営委員会の設置準備	ボランティアセンター運営委員会の設置準備
5．関係団体、機関等との連携	地域づくり組織、民生委員児童委員、まちの保健室等地域活動者との連携
	市民活動支援センターとの連携
	ボランティア連絡協議会との連携
	第 21 回全国ボランティアフェスティバルみえへの参画 ・9月29日(土)・30日(日)津市・伊勢市
6．その他地域福祉活動推進に必要な取組み	地域福祉活動計画の推進 ・地域福祉活動計画推進委員会の開催(年1回)
	社会福祉士実習の受入体制整備
	「エクレール・お菓子放浪記」名張市上映実行委員会への参画・事務局運営への総務課との共同支援 ・試写会4月24日(火) 上映6月8日(金)9日(土)

2．住民とともに、人と人、人と地域、世代間をつなぐ取組みの実施

【地域福祉増進事業・共同募金配分事業】

地域には、困りごとを抱えたさまざまな人が暮らしています。これらの福祉課題は制度等ひとつの方法だけでは解決が難しく、人と人とのつながり、人と地域とのつながり、世代を越えたつながり、といったさまざまな“つながり”が一人ひとりの安心した暮らしの支えとなります。

地域住民が取り組む支えあいの活動を推進するため、地域づくり組織、民生委員児童委員、当事者団体、ボランティア団体、福祉施設、学校、まちの保健室、行政等とともに、福祉の心を育む福祉教育から活動者同士のネットワークづくりまで、さまざまなつながりづくりに取り組めます。

推進項目	取組み内容
1 .地域福祉活動を多くの住民に広く知ってもらうための広報啓発活動	地域福祉活動情報紙「なばりんく」の発行(年6回)、学級掲示による中学・高校生への広報・啓発 小学生版「なばりんく」の発行(年1回)、小学校への学級掲示 社協だより「ほほえみ」、ホームページ、活動紹介掲示板「地域の窓」による地域福祉活動紹介・啓発
2 .20代から40代の世代の人が参加したい(しやすい)活動づくり	働きながら子育てをしている保護者を対象に、参加しやすい事業の企画・実施のためのアンケート実施 ・昭和保育園との連携
3 .理解と協力の輪を広げるための福祉教育の実施	小・中学校の総合学習の時間や企業等に、高齢者・障害者・妊産婦等について学習できるメニューの提供 ・当事者団体や関係機関と福祉体験メニューの開発
4 .子どもたちがボランティア活動に気軽に参加できるきっかけづくり	小中学生を対象に、参加者募集や活動の様子を掲載した「ふれあいだより」の発行(年3回)、学級掲示による啓発 赤い羽根共同募金について、学校(児童・生徒)を対象に啓発メニューの提供 ・ボランティア等配分団体との啓発メニュー開発
5 .子どもたちのボランティア活動への参加機会の拡充	子どもたちのボランティア活動(ふれあい隊活動)機会の充実 ・ボランティア団体等との活動メニューの検討、企画
6 .高齢者や障害者、子育て中の親子等が音楽を通じて交流できる場の提供	「みんなでいっしょに唄いませんか」参加対象の拡大(月1回)
7 .子育て中の親子同士の交流の場の提供	おもちゃ図書館周知のための啓発強化 ・障害のある子どもとその親の利用促進のための、昭和保育園、団体、関係機関等との連携 子育て支援ボランティアとの連携による交流の機会の提供 ・土曜日「おもちゃばこ」の定期開館(年6回)、クリスマス会の企画実施、ボランティアによる定期行事(年6回) 子育てサロン等での移動おもちゃ図書館の実施

8. “つながり”が途絶えないための誰もが気軽に集える居場所づくりの支援	ふれあい・いきいきサロン交流会の開催（年2回） ・情報交換の場の提供、サロンメニューの体験学習実施
	各地域における災害時に備えたつながりづくりへの支援
9. 障害者と社会とのつながりづくり	障害者のボランティア活動等社会参加支援 ・団体・関係機関とともに活動の場づくりについて検討するなど、サポート体制の整備
10. 当事者家族の人が気軽に集える居場所づくり	巡回型介護者サロン「さくら喫茶」の内容充実実施（月1回）
	介護者同士の交流、リフレッシュの機会を増やすためのメニューの充実開催（年3回） ・団体、関係機関とのメニューの検討 ・介護支援課との連携
11. 家族会等の活動支援	家族会等の活動支援 ・家族介護者の会「楓の会」事務局運営支援 ・精神障害者家族会「なばるの会」との連携
	障害者スポーツ大会実行委員会事務局運営支援 ・大会10月14日（日）
	三家連精神保健福祉大会実行委員会への参画 ・6月28日（木）伊賀市（阿山）
12. 地域福祉活動が住民の理解と協力で継続できるしくみの構築	共同募金運動の展開 ・名張市共同募金委員会の運営 ・ボランティア団体等と取り組む効果的な運動の検討・展開
	地域福祉活動助成事業の推進
	歳末たすけあい運動配分事業の見直し
13. 「課題」や「情報」、「知恵」を共有できるネットワークの構築	地域福祉活動連絡会議の開催（年3回） ・地域福祉活動連絡会議研修会として、第6回全国校区・小地域福祉活動サミット inK0BE・ひょうごへの参加（1月12日（土））
	ボランティアアドバイザー連絡会の開催（年6回）
	配食ボランティアグループ連絡会の開催（年2回）
	福祉協力校連絡会の開催（年2回）
	各施設のボランティア担当職員を対象とした交流会の開催（年1回）

3 - 2 . 生活支援課部門

(1) 基本方針

生活支援課では、様々な生活困難を抱える人が、安心して、自分らしく、暮らせるように、「権利擁護に関する支援(地域福祉権利擁護事業・法人後見事業)」、「福祉資金貸付に関する支援(福祉資金貸付事業)」、「生活保護ボーダーライン層への支援(自立生活サポート事業)」の3つの支援分野を担当所管しています。

平成24年度は、これらの各種相談・セーフティネット事業を『なばり暮らしあんしんセンター』として整理統合し、新たな機能充実に取り組み、公的機関だけでは対応できない複合的なトラブルを抱えた人への支援にむけ、総合的な支援体制の確立を目指します。

具体的には、以下の3つについて重点的に取り組むこととします。まず、第1は昨年6月からすすめている法人後見事業を展開させ、機能強化に取り組むこととします。第2は地域福祉権利擁護事業を利用している人で、公営住宅への入居を希望しているにもかかわらず、保証人がいない等の理由で入居が困難な人への住宅入居保証事業の検討を開始します。第3は新規事業として、近年、名張市においても増加している孤立死を無くすため、つながりを失い、地域で孤立する傾向の強い人(就労自立は困難だが、社会的生活の維持発展を目指すことが必要と考えられる生活保護受給者等)に対して、社会的な居場所となるティ・サロンを開設し、社会とのつながりを結び直す社会的居場所づくり事業を実施します。

(2) 重点目標

1. 法人後見事業を展開します。
2. 住宅入居保証事業の検討に取り組みます。
3. 社会的居場所づくり事業を実施します。

(3) 取り組み内容

1. 権利擁護に関する支援

【福祉サービス利用援助事業・成年後見事業(公益事業特別会計)】

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な人を対象に、その状況に応じて福祉サービスや地域の様々な福祉活動等による援助が切れ目なく提供されるよう、地域福祉権利擁護事業と法人後見事業を展開し、総合的な権利擁護を推進する体制を整備します。

推進項目	取り組み内容
1. 事業啓発活動	成年後見制度を中心とした権利擁護に関するシンポジウムの開催(年2回)
	市内福祉事業所等への訪問紹介、合同勉強会等の開催
	広報誌、ホームページ等を活用した事業紹介

2．職員の確保、資質向上	生活支援員養成研修の地域福祉課との共同開催
	生活支援員（候補者）習熟研修会の開催（年2回）
	専門員のスキルアップ研修への参加
	法人後見支援員の育成・活用
	地域福祉課・介護支援課との連携に向けた事例検討会の開催
3．関係機関とのネットワーク形成	県内市町社協における法人後見等検討会議への参画
	名張市精神保健福祉関係者連絡会への参加（月1回）
	名張市自立支援協議会への参加（月1回～2回） （地域権利擁護部会・地域移行部会など）
	三重県社協契約締結審査会への参加（月1回）

2．福祉資金貸付に関する支援と住宅入居保証事業の検討

【福祉資金貸付事業】

低所得者世帯、高齢者世帯、障害者世帯に対して、福祉資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立や生活意欲の助成、社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう支援を行います（福祉資金貸付事業）。本年度は新たに公営住宅への入居を希望しているにもかかわらず、保証人がいない等の理由で入居が困難な人への住宅入居保証に関する調査・研究等に取り組みます。

推進項目	取組み内容
1．福祉貸付制度の周知	貸付制度説明会の開催
	広報活動
2．援助活動の強化	民生委員、関係機関等との援助活動の連携強化
	督促業務
3．住宅入居保証事業の検討	公営住宅入居ニーズの把握
	利用対象者、損害補償の範囲等の研究

3．生活保護受給者・ボーダーライン層への支援

【福祉サービス利用援助事業】

生活保護制度の利用には至らないものの、様々な事由により生活に困窮しているボーダーライン層に対して、自立支援プランを作成し、関係機関と連携しながら、自立に向けての伴走型の支援を行います。

この事業に合わせて、本年度は、就労自立は困難だが、社会生活の維持発展を目指すことが必要と考えられる生活保護受給者に対して、福祉、環境等の社会参加活動（ボランティア活動等）を通じて、社会とのつながりを結び直す社会的居場所づくり事業を実施します。

推進項目	取組み内容
1．名張市健康福祉部生活支援室との連携	実践的運用検討会（月1回）
2．事業啓発	居宅介護支援事業所等へ訪問紹介、合同勉強会等の開催 広報誌、ホームページ等を活用した事業紹介
3．「居場所」となるティ・サロンの開設	活動拠点の設置、備品等の整備 老人福祉センターとの共同企画の実施
4．活動プログラムの開発	福祉施設等へのボランティアメニューの調整 名張市ボランティアセンターとの連携

3 - 3 . 介護支援課部門

(1) 基本方針

介護支援課は、介護予防から介護や療養を必要としている市民の方へ、「高齢者の生きがいと健康づくり推進事業（老人福祉センター事業及び介護予防事業）」「居宅介護支援事業」「通所介護事業」「訪問看護事業」の4事業を、看護師、保健師、介護支援専門員（ケアマネジャー）、介護福祉士、社会福祉士等の専門職員により、「可能な限り在宅での生活が可能となる」ためのサービスを提供している部門です。

介護支援課の基本方針は、

「支援を必要としている人から必要とされていること」が介護支援課事業の存在理由です。支援を求めている人が、「地域の中で暮らすために必要としていること、気持ち、願いに沿って、高品質のサービスを提供すること」を徹底して追求します。

です。

この基本方針は以下の各事業の「支援方針」を一つにまとめたものです。

居宅介護支援事業	「介護が必要な状態であってもご本人・家族が在宅で安心して暮らせる。」を実現するために、一人ひとりに丁寧にに関わり、可能な限り在宅での生活が続けられるように支援します。
訪問看護事業	安心して在宅で療養生活を希望する人に最後まで在宅生活を送れるように支援します。
通所介護事業	「自分の家族も利用させたい施設」を目標に、ご本人や家族が安心して住み慣れた地域で住み続けられるよう支援します。
高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	生きがいと健康づくり、介護予防に取り組み、自分らしくいつまでも住み慣れたまちで暮らしていけるように支援します。

(2) 重点目標

介護支援課では介護支援課基本方針の実現のため、以下の4つの重点目標を掲げています。

1 . 業務の標準化

サービスの質の向上と業務の標準化を図り、期待されるサービスを追求します。

2 . 経営基盤の整備

良質なサービスを、継続的・安定的に提供していくため、課としての指揮・統治、経営管理体制の基盤を整備します。

3. やりがいを実感できる組織風土醸成と人材育成

目標の共有化のもと、広く専門的な知識、高い技術に加えて、豊かな人間性を持った人材の育成により組織の活性化と発展を実現し、喜びを実感できる組織風土を造ります。

4. 社協事業との連携による地域生活支援

制度サービスとしての地域密着型ではなく、地域福祉を推進する団体である社協の本来機能（地域福祉課や生活支援課の事業活動等）と連携・協働することで、地域福祉型の地域生活支援に貢献します。

（3）事業別取組み内容

良質なサービスの提供が組織の使命であることを第一に、利用者本位の運営のもと、利用者一人ひとりのニーズに合った画一的でないサービスの提供を目指すことを掲げています。在宅介護・療養生活における365日24時間の絶え間ないサービスの提供により自宅での生活を支援します。

1. 居宅介護支援事業

【居宅介護支援事業（公益事業特別会計）】

介護を必要とする方の心身の状況、意向を踏まえ、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、各サービスが適切に提供されるよう関係機関との連絡調整などを行います。介護支援専門員（ケアマネジャー）は専門の相談員として、介護保険に関する全体的な相談のほか、介護に関するさまざまな相談にもお応えします。

サービス内容	<p>【特徴】</p> <p>主任介護支援専門員を配置し、24時間の連絡体制を整備している特定事業所として、質の高いケアマネジメント支援を行います。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none">・介護に関する相談、情報提供・居宅サービス計画（ケアプラン）の作成・サービス担当者会議の開催・モニタリング（利用者・家族の要望などの確認、サービス提供状況の確認）・介護サービスを提供する居宅サービス事業者及び介護福祉施設との連絡調整・市、保険医療福祉サービス機関との連絡調整・要介護認定の申請代行・居宅サービス利用時の苦情や疑問の受付対応 など
--------	--

事業目標	一人の介護支援専門員当たりの平均担当件数 35件以上（常勤換算：3.8人（管理者除く）） 35件（介護給付33件＋予防給付換算2件）
重点項目	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者情報及びサービス提供内容の検討会の実施（1/W） ・24時間連絡体制の確保 ・地域包括支援センターとの連携（地域ケア会議及び事例検討会への参画、支援困難事例への対応） ・計画的な研修実施及び参加 ・主治医、在宅医療支援センター、市立病院地域医療連携室との連携強化 ・地域福祉課・生活支援課との連携による地域生活支援体制の強化

2. 訪問看護事業

【訪問看護事業（公益事業特別会計）】

訪問看護ステーションから、病気や障害を持った人が住み慣れた地域やご家庭で、その人らしく療養生活を送れるように、看護師が生活の場へ訪問し、病状や療養生活を看護の専門家の目で見守り、適切な判断に基づいたケアとアドバイスで、24時間365日対応し、在宅での療養生活が送れるように支援します。

サービス内容	<p>【特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険、医療保険のいずれでもサービスを受けることができますので、乳児から高齢者まで年齢に関係なく利用できます。 ・サービス提供エリアは名賀医師会協力訪問看護ステーションとして、名張市及び旧青山町です。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・療養上のお世話（身体の清拭、入浴介助、食事や排せつなどの介助や指導） ・医師の指示による医療処置（点滴、褥瘡の処置等） ・病状の観察 ・医療機器の管理（在宅酸素、人工呼吸器などの管理） ・ターミナルケア（がん末期や終末期などでも、自宅で過ごせるよう適切なお手伝い） ・在宅でのリハビリテーション ・認知症ケア ・介護予防 ・ご家族等への介護支援・相談
--------	--

事業目標	訪問看護師一人あたりの一日の平均訪問件数 3件以上（管理者除く）年間延訪問回数：2,964件以上
重点項目	<ul style="list-style-type: none"> ・名賀医師会との連携強化 ・主治医、在宅医療支援センター、市立病院地域医療連携室との連携強化 ・市内及び旧青山町管内における医師会・関係機関との連携（運営委員会の開催） ・名張・伊賀管内の訪問看護事業者との連携（三重県訪問看護ステーション連絡協議会伊賀地区ブロック会議への参画） ・24時間緊急時訪問体制の確保 ・特別管理加算及び重症管理加算に該当する専門的ケアへの対応 ・小児や難病等の利用者の在宅生活支援 ・三重大学医学部付属病院と連携した在宅治験事業の実施 ・市内居宅介護支援事業所へのサービス実施状況の提供 ・地域包括支援センターへのサービス実施状況の提供 ・市内各種施設の連携方策の検討 ・旧青山町エリアへの効率的な訪問活動方策の検討 ・ふれあい通信（利用者及び家族からの一言メッセージ集）の発行

3. 通所介護事業

【老人デイサービス事業】

要支援又は要介護の方を対象に、ご自宅から通いながら、入浴・食事・各種介護・機能訓練・レクリエーションなどを受けていただけます。また生活上の相談・助言、健康状態確認等ご利用者のご家族の方の精神的な負担・身体的な負担を軽減し、日々その人らしく過ごすことができるよう支援します。

サービス内容	<p>【特徴】 サービス提供強化加算の要件を満たす事業所として、直接処遇職員の配置について、3割以上が3年以上の中堅職員によりサービスを提供しています。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送迎（介護員の添乗による安全確保） ・健康管理（バイタルチェック、心身状態観察、急変時の対応） ・入浴（一般浴及び特殊浴槽（車椅子入浴）での介助入浴） ・食事（状態に合わせた食事の提供） ・プログラム、趣味活動（アクティビティ、機能訓練の実施） ・排泄（リズムの把握と誘導）
--------	--

事業目標	一日当たりの平均利用数 23人以上（年間延利用者数7,061人以上）
重点項目	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス計画に基づくケアの実施 ・認知症の方の理解と適切なケアの実施 ・体調の変化に留意した、安全・快適な入浴サービスの提供 ・個々の心身状況の維持向上を目指したアクティビティの提供 ・モニタリングの実施によるサービス内容の確認 ・市内居宅介護支援事業所へのサービス実施状況の提供 ・地域包括支援センターへのサービス実施状況の提供 ・ふれあい通信（行事予定、職員からのアドバイス等）の発行 ・「お試しデイ」の実施 ・デイサービス見学会の実施 ・スポット利用の推進 ・ボランティア等の積極的な受入（交流や社会参加機会の提供） ・保育園・小中高生との交流及び福祉施設体験教室への協力

4．高齢者の生きがいと健康づくり事業

【高齢者の生きがいと健康づくり推進事業】

老人福祉センター「ふれあい」では、「老人福祉センター管理運営事業（指定管理及び生きがい活動支援通所事業）」と「介護予防通所事業（一次予防事業及び二次予防事業）」を実施しています。各種講座・教室やレクリエーションの提供、施設設備（浴室やカラオケルーム、トレーニングマシン等）の利用により、高齢者の交流や健康づくり、さらには介護予防をすすめることで、自分らしく生き生きとした生活を送れることを支援します。

事業内容	<p>【特徴】 地域包括支援センターや市高齢障害支援室と連携しながら、老人福祉センターで実施する各種事業を推進しています。</p> <p>【内容】 老人福祉センター管理運営事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活相談の実施 ・見守り支援の実施 ・各種発表会（カラオケ大会、コンサート、芸能発表会等）の実施 ・自主サークル活動の支援 ・施設設備（浴室、カラオケルーム）の安全利用 ・福祉バスの運行管理
------	--

	<p>介護予防通所事業 (一次予防：65歳以上の高齢者を対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康相談の実施 ・マシン・トレーニング教室の実施 ・ヘルスアップ教室の実施 ・健康チェックデーの開催 <p>(二次予防：現在は要介護認定は受けていないが、今後、要介護状態になる可能性が高いと判断される高齢者を対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・足腰ばりばり教室の実施(運動器具やトレーニングマシンを用いて、筋力・柔軟性・バランス・生活機能の身体機能の向上) ・栄養ばりばり教室の実施(低栄養などの栄養状態改善のための栄養指導) ・健口ばりばり教室の実施(口腔の清潔や摂食機能向上のための指導)
<p>事業目標</p>	<p>老人福祉センター年間延利用者数 20,550人</p> <p>一次予防事業 マシン・トレーニング教室延参加者数：1,750人 ヘルスアップ教室延参加者数：100人</p> <p>二次予防事業 足腰ばりばり教室延参加者数：1,600人 栄養ばりばり教室延参加者数 健口ばりばり教室延参加者数 } 240人</p>
<p>重点項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活相談及び見守り支援機能の強化 (地域包括支援センター、市高齢障害支援室との連携による在宅生活支援) ・法人内事業所、他課との連携体制の強化 ・マシン・トレーニング教室と足腰ばりばり教室の効果的实施 (地域包括支援センターとの検討機会の確保) ・新規事業及び企画の提案及び実施 ・効果的な広報活動の検討と実施

(4) 介護支援課共通の取組み内容

1. 業務の標準化

提供する「サービス」の品質を維持、向上させる体制や仕組みを、組織内に構築すること

が求められます。福祉サービスは、人が人に対して行う「行為」のサービスであるが故に、「目に見えない」「一度提供されると元に戻れない」等の特徴があります。このため、特に、サービス提供におけるプロセスに着目し、サービスの品質管理(業務標準の徹底)、安全管理、危機管理のためのシステムの構築が重要となります。また、利用者からの要望・苦情等を、速やかにサービス提供にフィードバックできるような仕組みづくりも必要となります。

推進項目	取組み内容
1. 業務の標準化に向けた取組み	サービス向上検討委員会の設置
	業務マニュアルの見直し
2. 適正管理・安全管理に向けた取組み	法令遵守への適正対応体制の整備(業務管理体制)
	苦情・事故への適正対応体制の整備
	個人情報保護に対する適正対応体制の整備
	文書管理に対する適正対応体制の整備
	安全衛生に対する適正対応体制の整備
3. 危機管理体制の整備に向けた取組み	非常災害時の事業継続体制の検討・整備 (法人BCPとの整合性)
	非常災害発生時の職員体制のあり方検討 (就業規程第17条の実効体制の検討)
	総合福祉センター防災訓練(消火訓練及び避難訓練)への参画
	老人福祉センター及びデイサービスセンター机上訓練研修の企画・実施
4. サービス評価への取組み	運営基準に基づく自己評価の実施
	利用者アンケートの実施・分析・報告

2. 経営基盤の整備に向けた取組み

各サービスが、信頼性の高いサービスを提供しながら、効率的で健全な自立経営を継続していくために、介護支援課事業運営管理会議を中心とした統治体制を強化します。

事業所の管理者は、社会福祉事業の経営者としての視点で、創意工夫、他事業所の改善例の導入などにより、常にサービスの向上、業務の効率化等を図りながら、利用者本位のサービスを提供していきます。

推進項目	取組み内容
1. 経営管理体制の基盤整備に向けた取組み	介護支援課事業推進計画の策定
	介護支援課経営管理体系の明確化

	<ul style="list-style-type: none"> ・事業運営管理会議の開催 ・サービス向上検討委員会の開催 ・事業ごとの運営会議の開催
	課内ネットワーク及び介護保険給付ソフト情報の活用（情報の共有化）
	月次報告様式の見直し（業績管理・サービス管理・職員管理の報告内容の統一）
	四半期決算報告会の実施（経営状況の共有化）
	中期経営計画の策定（第2次発展強化計画の策定参画）
2．市民への認知度を向上させるための取組み	法人広報委員会への参画と年間計画の作成
	広報誌、ホームページの活用
	事業パンフレット、チラシ等の作成
3．施設・設備の整備、充実に向けた取組み	施設設備の老朽化に伴う修繕計画等の作成
	訪問看護サービスの効率的な実施に向けたサテライト拠点の検討

3．やりがいを実感できる組織風土醸成と人材育成への取組み

社協の在宅福祉サービスが利用者から選ばれる事業者となるためには、利用者一人ひとりに合った質の高いサービスを提供することが必要です。そのためには「福祉は人」と言われるとおり、職員一人ひとりがその使命を理解し、自ら学ぶ姿勢を持ち続け、それを支える組織をつくることが重要です。社協の人事考課制度は、目標管理、業務管理のシステムを取り入れ長期的な視野に立った福祉サービスの担い手としての人材育成の立場を明確にしています。事業ごとの研修体系を確立し、社協としての目標と個々の職員の目標を共有し、意欲を持って働ける職場を作ることを目標としています。

推進項目	取組み内容
1．やりがいのある組織風土づくりのための取組み	人事考課制度の試行実施 （目標の共有）
2．資質向上、人材育成のための取組み	介護支援課研修計画の策定
	資格取得等に係る支援のあり方見直し
	介護支援課全体研修会の開催
	復命研修会の実施（外部研修内容の共有化）
	法人内研修（階層別研修及び課題別研修等）への参画

4. 社協事業との連携による地域生活支援への取組み

今回の介護保険制度の大きな柱であり、今後の主軸となる「地域包括ケア」を念頭に置きながら、社協という住民に密着した団体であり、住民のインフォーマルな福祉サービス（法律等により、行政の事業として定型化されていない事業）と介護サービスまでの一連のサービスが地域住民の協力のもと、住む慣れた地域で可能な限り暮らし続けられるよう支援できることが他者にはない優位な点です。

第2次地域福祉活動計画において、個別支援ボランティアの育成や家族介護者支援が推進されようとしており、総合的な支援ネットワークにより、一つの機関や制度では対応しにくいニーズへの対応を法人として取り組めるようにしていくことが必要であり、社協が在宅福祉サービスを提供する意義ともいえます。

推進項目	取組み内容
1. 生活支援ニーズを把握するための取組み	生活支援ニーズ調査の実施
2. 法人内におけるチームケアによる取組み	生活支援課との共同ケース検討会の実施
3. 介護者支援の取組み	家族介護者支援活動への協力
4. 施設の社会化に向けた取組み	ボランティアセンター事業との連携
	「社会的居場所づくり事業」への協力
	福祉教育事業への協力
	保育園等との交流事業の実施
	福祉人材養成への協力
5. 社協としての総合力を活かした取組み	ニーズ調査等を踏まえ、地域福祉課・生活支援課とともに、名張市における地域福祉ニーズを共有し、社協の総合力で取り組むべき独自サービスの企画検討

3 - 4 . 昭和保育園部門

(1) 基本方針

昭和保育園は、市の「保育所民営化」により平成 22 年 4 月 1 日から名張市社会福祉協議会の運営となりました。

保護者の就労等により保育に欠ける児童(生後 6 ヶ月から就学前まで)を保育しています。定員は 150 名です。母親の就労等から、低年齢児保育や延長保育 (保育時間 7:15 ~ 19:15) 希望が増えています。また、一時預かり事業の利用も増加傾向にあります。交通の利便性から入園児童は名張市のすべての地域から通っています。

昭和保育園では、保育目標を「よく寝て、よく食べ、よく遊ぶ子ども」と定め、一人ひとりの子どもの気持ちを受け入れ、子どもが意欲的に関われる環境の中で同年齢や異年齢の友だちとの遊びを通して体力・意欲を育て、友だちと感じあえるように保育の質の向上に取り組みます。

(2) 重点目標

- 1 . 運営体制の強化に努めます。
- 2 . 特別保育事業の強化に努めます。
- 3 . マイ保育ステーションを開設します。

(3) 取組み内容

1 . 運営体制の強化

保育園入園児童の健やかな成長と保護者の就労や自己実現の保障と地域の子育て支援を目標として、施設環境整理や老朽箇所の計画的な修繕と、より良い環境の下で入園児の健康で安全な保育園生活を保障できるよう取り組みます。また、その為に職員の資質向上の推進に努力します。

【昭和保育園事業】

推進項目	取組み内容
1 . 施設環境整備の推進	環境整備予定 (大型遊具・トイレ前ドア・マイ保育ステーション開設)
2 . 健康管理の推進	内科・歯科医師による健康診断の実施と、保護者への結果報告 看護師による保健指導
3 . 防災計画実施と交通安全指導の推進	避難訓練の月 1 回の実施 消防署員・警察署員・交通安全協会職員による指導
4 . 保護者との連携	保護者の思いに寄り添った子育ての助言や指導

5. 地域との交流	保育園周辺地域との行事
6. ふれあい活動・高齢者との交流	小・中・高校生とのふれあい活動
	デイサービス利用者との交流
7. 職員の資質向上の推進	年齢や子どもの個人差などを考慮し、一人ひとりそれぞれの発達に適した必要な経験を見通して保育のできる職員の育成

2. 特別保育事業の強化

保護者の就労等による低年齢児の保育や保育時間の延長、また一時預かりの希望増加に伴い、各事業の推進に取り組みます。

【昭和保育園事業】

推進項目	取組み内容
1. 低年齢保育事業の推進	0歳・1歳・2歳児の低年齢児を積極的に受け入れた保育の実施
2. 延長保育事業の推進	保護者の就労などの事情に応じた保育時間の延長
3. 障がい児保育事業の推進	通園及び集団保育の可能な心身に障がいのある子どもの受け入れ保育の実施
4. 一時預かり事業の推進	未就園児を持つ親が、一時的に家庭で保育できない場合に利用できる預かり保育の実施

3. マイ保育ステーションの開設

育児体験や育児相談、一時預かり事業の利用を通して、妊娠期から途切れのない地域の子育て支援の拠点となるマイ保育ステーションを、5月初旬の開設に向けて取り組みます。

【昭和保育園事業】

推進項目	取組み内容
1. マイ保育ステーションの開設	育児体験や育児相談、一時預かりサービス利用を通して妊娠期から途切れのない地域の子育ての支援の拠点の開設

3 - 5 . 総務課部門

(1) 基本方針

法人組織の適切な運営を中心的に担い、執行機関としての役員等と連携して、財務管理や労務・人事管理も含めた各部門の総合的な調整などの組織管理を行います。

平成24年度は、地域福祉を推進する中核的な団体として事業運営・経営のビジョンや目標を明確にし、その実現にむけた組織、事業、財務等に関する具体的な取り組みを明示した第2次発展強化計画を策定します。

また、「住民主体の原則」に基づいた、新会員制度による強固な組織基盤の整備に努めます。特に本年度は、新制度実施について会員への周知を行うとともに、新たに会員対象となる団体への入会の呼びかけを積極的に行ってまいります。

(2) 重点目標

- 1．第2次発展強化計画の策定による強固な組織基盤の整備に努めます。
- 2．新会員制度による、住民と協働した地域福祉推進の体制づくりを進めます。
- 3．事業運営を円滑に推進し、職員の活性化と能力向上を図ることを目的とした、人事考課制度の効果的な運用について検討します。

(3) 取組み内容

1．法人運営事業

【法人運営事業・共同募金配分事業】

組織運営を行う中核として、財務管理や人事労務管理に取り組みます。また、計画的な財源の確保や、積極的な業務改善による経費の削減に努めます。

推進項目	取組み内容
1．組織経営管理体制の強化	理事会・評議員会の開催と適正な運営
	地域福祉活動計画を推進するための第2次発展強化計画の策定
	とれたて名張交流館運営協議会への参画
	ホームページや広報誌における情報公開等、透明性のある事業の運営
	BCP（事業継続計画）策定に向けた検討と災害時職員行動マニュアルの作成
	個人情報保護法に基づいた、事故防止の検討や定期的な自主点検・内部調査等の実施
	事務分掌の精査、日常的な事務の合理化やシステム化による

	業務遂行の効率化
	入退所児童数の徹底した管理による、保育園の適正な経営
2．社協会員の増強	新会員制度に沿った、新たな会員づくりの展開と会員の管理
3．法規及び財務の運営管理体制の強化	老朽箇所の計画的な修繕の実施
	契約のデータベース化による契約管理方法の整備
	新会計基準移行に向けた研究と経理事務の効率化
	組織の拡大に対応した、予算編成方針の決定から要求、予算案決定までのルール化
4．人事労務管理	職員の活性化や能力向上を図ることによる、業務の円滑な推進を目的とした人事考課制度運用の検討と試行的実施
	計画的な階層別研修、課題別研修の実施による、職員の資質向上
5．その他	各地域における追悼式挙行にかかる助成
	名張市社会福祉大会の開催
	各団体の自立へ向けた事務支援

2．日本赤十字社名張市地区事業

【法人運営事業】

赤十字の災害救護や国際活動などに対する事業資金への協力を積極的に呼び掛け、市民の赤十字活動に対する理解を深めます。

推進項目	取組み内容
1．日本赤十字社名張市地区事業	赤十字運動月間における、市民への赤十字活動の周知と社資の募集
	地域における赤十字講習会開催の促進
	名張市と連携した、迅速な罹災者への救援物資及び弔慰金の支給

3．善意銀行事業

【善意銀行】

市民のあたたかい善意の気持ちを金銭や物品としてお預かりし、支援を必要としている人たちのために、積極的に活用していきます。

推進項目	取組み内容
1．善意銀行事業	災害の罹災者に対する見舞金の給付
	地域の福祉活動や当事者家族会活動への助成による支援

4 . 総合福祉センター管理運営事業

【総合福祉センター管理運営事業（公益事業特別会計）】

設備点検や修繕を確実に実施し、さらに新規設備導入の検討に積極的に取り組めます。

また、総合福祉センターの総合窓口では、職員のスムーズで丁寧な対応を心がけ、利用者のニーズに合った適切なサービスが提供できるように努めます。

推進項目	取組み内容
1 . 総合福祉センターの維持・管理業務	設備の保守点検・修繕等による総合福祉センターの安全管理の徹底
	環境美化活動の計画的実施による総合福祉センター周辺の管理
	「ご意見箱」設置による利用者ニーズの把握と事業企画への積極的な反映